

緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）

運動習慣推進健康サポーター育成事業業務仕様書

業務名称 緊急雇用創出基金事業（重点） 運動習慣推進健康サポーター育成業務

履行期間 入札日の翌日 ～ 平成26年3月31日

履行場所 箕面市内

1 基金事業について

(1) 事業の趣旨

重点分野雇用創出事業は、現下の厳しい雇用失業情勢に対応するため、未就職卒業者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供し、これらの者の生活の安定を図ること及び次の安定雇用（1年以上の契約社員又は正社員）に結びつけること（就職目標50%以上）を目的としており、受託者は事業の趣旨を踏まえ以下記載の事項を遵守すること。

(2) 事業実施のための新規雇用失業者の人員等

- ① 受託者は事業の趣旨に基づき、新規に労働者を雇用し業務を実施すること。
- ② 受託者は雇用を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣法（昭和60年7月5日法律第88号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うこと。
- ③ 受託者は、失業者を雇用することから、業務面（職場の人間関係を含む）、生活面など様々の悩み等を気軽に相談できる体制を整備すること。
- ④ 雇用にあたっては1人あたりの雇用期間は、3ヶ月以上とする。
- ⑤ 緊急雇用創出基金事業に従事したことのある新規雇用失業者については、緊急雇用創出基金事業に従事した雇用・就業期間が通算して1年以内となるよう留意すること。ただし、東日本大震災の被災者については、その限りではない。

なお、過去に「ふるさと雇用再生基金事業」又は「緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等緊急雇用対応事業）」に従事したことのある人は原則新規雇用失業者として雇用することはできない。ただし、東日本大震災被災者又は障がい者については、その限りではない。

- ⑥ 受託者は、新規雇用失業者を、本事業における雇用期間内に他の緊急雇用創出基金事業等の業務に従事させてはならない。

また、受託者は、新規雇用の失業者に対し、本事業の経費をもって、本業務以外の業

務（受託者の既存業務等）に従事させてはならない。（ただし、OJTの場合は除くが、箕面市の認めたものに限る。）

- ⑦ 失業者を雇用する際、雇用時点に書面にて、次の内容を通告しておくこと。

「本事業の参加ともない、以下について同意したとみなします。法令等の定めなどにより、業務終了後5年間（業務終了日の翌年度4月1日から起算して5年後の3月31日まで）は、国機関（厚生労働省・会計検査院等）や大阪府、箕面市による調査・検査のため、あなたの個人情報の提供等行うことがあります。」

（３）事業に従事する労働者数及び新規雇用の失業者の労働時間について

- ① 受託者が事業を実施するにあたっては、事業に従事する労働者数、新規雇用の失業者の労働時間は『事業に従事する労働者数及び内訳』（別紙A）のとおりとする。
- ② 新規雇用の失業者の労働時間は、原則就業規則上の正社員のフルタイム勤務と同等とする。ただし、障がい者等でフルタイム勤務が困難な方については、別途協議する。
- ③ 時間外勤務は、原則禁止とする。
- ④ 新規雇用失業者個人の就職活動は業務とみなさないため、労働時間の対象外とする。

（４）人件費率等の取扱いについて

- ① 受託者は契約金額（消費税及び地方消費税額を除く）に占める新規雇用の失業者の人件費は「62%以上」とすること（人件費に事業費（事業旅費・事業経費）、利益等を含めない。）。

※ 新規雇用失業者が訓練期間中に就職により退職するなど、やむを得ない理由により上記の比率を満たすことが困難となった場合であっても、①の比率は50%を下回ることができないので、留意すること。

※ 通勤交通費（通勤手当）は、通常、課税仕入れ（内税）に該当するので、留意すること。

※ 非課税・不課税・免税等、課税されない額については精算時に調整する。

- ② 人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限る。算定は基金事業に従事していない期間を除く。また、支払いは、基金事業従事期間内のみ対象。）及び社会保険料（健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当）、労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。

なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。

（保険について、誤解釈のケースが見受けられるため、積算等にあたっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなど、違法状態とならないようにすること。）

- ③ 新規雇用の失業者には、賃金のほか、就業規則による通勤手当を別途支給すること。ただし、就業規則で通勤手当の支給を定めてない場合にあっては、新規雇用の失業者に必要となる通勤費用の全額を支給すること（新幹線や有料特急、航空機による通勤費は認めない）。
- ④ 人件費単価については、既存の労働者の賃金を上回らないよう十分精査するとともに対外的に説明できるように根拠資料等を備えておくこと。

（５）新規雇用の失業者の募集について

- ① 受託者は、新規雇用にあたっては失業者、求職者に広く就職の機会を提供するため、ハローワークに必ず求人申込書を提出し、求人申込書の備考欄に「大阪府雇用基金（緊急・重点）」と明記すること。
- ② 受託者は求人票の写しを箕面市へ提出すること。求人票の内容を変更して雇用契約書を締結する場合は、事前に箕面市に協議すること。
- ③ 受託者が就職情報誌やタウン誌等に求人広告を掲載することは妨げない。ただし、求人広告の掲載費用など採用活動にかかる経費は、原則、本事業の経費として認めない。
- ④ 事業を実施する際、受託者がハローワークに提出する求人内容は、「箕面市」及び「JOBプラザOSAKA」のホームページに掲載するため、あらかじめこれに同意すること。
- ⑤ 採用する失業者は、府内住居者に限定しないが、労働安全や合理性等を考慮し、近隣府県から通勤できる範囲の居住者とする。

（６）書類の保存について

全ての証拠書類（別紙B）は本業務終了後、５年間保存しなければならない。

（７）就職困難者の確保について

就職困難者の求人に関しては、積極的に『大阪府就職支援機関のご案内』（別紙L）を活用し、就職困難者の雇用確保に努めること。

- ① 障がい者：「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく障害者法定雇用率の適用を受けるかた
- ② 母子家庭の母：ハローワークを利用して雇用した母子家庭の母又は「大阪府母子家庭等就業・自立支援センター」、「大阪市母子家庭等就業・自立支援センター」を利用して雇用したかた
- ③ 高年齢者：５５歳以上のかた
- ④ ホームレス：「ホームレス自立支援センター」入所のかた
- ⑤ 非正規労働者：前職が正社員ではなく、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等であったかた

- ⑥ 未就職卒業者（重点）：高等学校、大学等卒業後概ね３年以内でこれまで正社員経験のないかた
- ⑦ その他：「地域就労支援センター」を利用して雇用したかた
- ⑧ 東日本大震災の被災者：東日本大震災の被災求職者で罹災証明書のあるか

（８）雇用計画書の提出について

受託者は、契約締結日前までに『雇用計画書』（別紙Ｃ）を作成し、箕面市あて提出すること。

（９）失業者の確認について

- ① 受託者は、新規雇用にあたって、本人に失業者であること及び基金事業への就労状況の確認を行うものとし、『宣誓書』（別紙Ｄ）と併せて、雇用保険受給者資格者証、ハローワークでの求職者登録、履歴書等で必ず確認すること。また、その資料のコピーを保存しておくこととし、箕面市の求めがあれば提示すること。
- ② 失業者であっても、受託者のアルバイト労働者を再採用するなど、緊急雇用創出基金事業の趣旨に反する事象については、失業者と認めない場合がある。疑義がある場合は箕面市に協議すること（詳細については採択後確認する）。

（１０）同意書について

受託者は、雇用契約締結時に新規雇用の失業者に対し、箕面市、大阪府又は厚生労働省が実施する当該事業に関する調査等に協力することについて同意するよう指導し、原則として新規雇用者全員分の『同意書』（別紙Ｅ）を回収し、箕面市に提出すること。

（１１）労働者数の報告について

受託者は、月ごとに業務に従事する労働者数等について『業務従事者状況報告書』（別紙Ｈ）により、該当月の翌月７日以内に報告すること。

（１２）新規雇用の失業者等の雇用管理に係る留意事項

- ① 労働条件などについて、新規雇用の失業者の給与額が、原則として受託企業の正社員の初任給や常用雇用者の賃金を上回らないこと。
- ② 本事業の受託に伴い、既存労働者の雇用に影響を及ぼしてはならない（解雇や休業、労働争議の発生など）。
- ③ 業務内容は単純で技能の向上に繋がらない作業は避け、新規雇用の失業者のキャリア形成に資するものとなるようにすること。

（１３）事業経費の取扱いについて

- ① 本業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
また、本業務にかかる旅費（巡回・調査業務等に要する交通費）・制服代等の雇用者にかかる実費分については、新規雇用の失業者に負担させず、受託者が負担すること。
- ② OFF-JT（職場を離れての訓練・教育、座学を中心とした訓練・教育）の経費については、事業経費として認めない。
- ③ 事業費は実費弁済の考え方をとっていること。（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認め、利益率の付加は認めない。よって、人件費を含め、支出した全ての経費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。）
※一般管理費、雑費等も各種証拠書類の提示が必要。

（14）財産取得について

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。

また、物品等で本事業終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

（15）調査協力承諾書 兼 就職状況調査（第一回）について

受託者は、『同意書』（別紙E）に基づく調査として実施する『調査協力承諾書 兼 就職状況調査』（別紙G）について、雇用期間終了時（中途退職の場合は退職時）に、新規雇用失業者全員に新規雇用者記載欄を記入させるよう指導し、新規雇用者全員分の受託者記載欄に記入の上、事業終了後5日以内に箕面市に提出すること。提出の際には、『就職状況調査集計表』（別紙H）及び『就職状況報告書』（別紙I）を併せて箕面市に提出すること。

（16）雇用期間終了後の求職者への対応について

受託者は、雇用していた求職者に『大阪府就職支援機関のご案内』（別紙L）を配布し、周知すること。

（17）事業終了後の対応について

受託者は、事業終了後、10日以内に『雇用実績報告書』（別紙J）を箕面市に提出すること。

また、箕面市が『事業報告（パワーポイント形式）』（別紙M）を作成し、大阪府ホームページで公表するため、受託者はデータの提供等作成に協力すること。

2 業務概要（委託業務の内容）

（１）業務件名

健康スポーツ事業実施業務

（２）実施方針

運動に無関心である、又は関心があっても運動をしない、主に３０～５０歳代の市民をターゲットとし、まずは子どもと一緒に参加できる気軽なスポーツイベントを皮切りに、広報や広告で興味を持ってもらい、日々のラジオ体操や運動教室などを通じて、徐々に継続的に運動する習慣を身に着けてもらう。

（３）実施概要

①健康スポーツイベントの開催

ア ウォーキングイベントの開催

内 容：阪急箕面駅から箕面大滝へと続く約２．７km の遊歩道（滝道）を利用し、１,０００人規模のウォーキングイベントを開催する。
その際には、キャラクターや著名人などによる集客促進も行う。

対 象：広く一般に公募

開催時期：平成２５年１１月頃

そ の 他：雨天の場合の中止の判断は市で行う。

イ 週末ウォーキングの開催

内 容：市民がいつでも気軽に参加できるように、毎週土曜日に滝道でウォーキングを行う。参加者には台紙にスタンプを押印し、参加実績に合わせて景品を用意するなど、インセンティブを活用する。
また月に１回程度健康測定会などのイベント性のある企画を導入するなど、マンネリ化を防止する。

対 象：広く一般に公募

開催時期：平成２５年８月から平成２６年３月３１日までの毎週土曜日
（年末年始等除く）

景 品：市が指定した３０万円相当の物品を購入する。

そ の 他：雨天の場合の中止の判断は市で行う。

ウ 運動教室の実施

内 容：対象者が興味をもち、体を動かすことの楽しさに気づき、引き続き参加したいと思うテーマでの教室。

対 象：ウォーキングイベントに参加し、運動に興味を持った市民を主な対象とする。

開催回数：11月～3月の間で5回以上開催。

そ の 他：一時保育を用意するなど子連れでも参加しやすい環境を整備することが望ましい。

②運動習慣の啓発

ア 市広報紙「もみじだより」裏表紙での運動啓発記事の企画・作成

サイズ：A4カラー版 縦

掲載月：平成25年9月号から平成26年4月号まで

データ形式：イラストレーター

毎月の作業スケジュール：18日～月末 原稿案の協議、作成
月末～翌7日頃 原稿最終案の作成

イ 市内のデジタルサイネージ^(※)における啓発広告の企画・作成

サイズ：各サイネージ担当課指定のサイズ

(※) ①市内バス停等にあるバスロケサイネージ

②バス内部に設置してあるバス中サイネージ

③箕面駅前の池田泉州銀行内に設置してあるサイネージ

ウ 運動啓発小冊子の企画・作成

サイズ：B5フルカラー版 16ページ以内

部 数：30,000部

内 容：情報誌をイメージさせるような写真を多用した紙面で、気軽さや親子参加をアピールする。

・特集記事（4ページ程度）

・市内で開催されるスポーツ教室情報の掲載

③ラジオ体操の普及

ア ラジオ体操を実施するための環境整備支援

内 容：①、②などに啓発され、ラジオ体操を行いたいと考える市民に対して、

・ラジオの配布

・スタンプカードの作成・配布

・景品の配布

拠点数：市が全体を把握・実施する公園などを拡大推進し、目標として市内70ヶ所以上で実施

イ ラジオ体操の啓発

内 容：運動習慣の啓発（前出②）において、ラジオ体操の効用や活動拠点の PR を適時行い、市民がラジオ体操へ興味関心を抱くきっかけづくりをする。

（４）事業報告等について

- ① 事業の実施状況や事業終了後には本事業で雇用した求職者の就職状況などについて把握し、適宜市に報告すること。
- ② ①の他にも、市は、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、これに協力すること。
- ③ 調査結果については、受託者名等も公表する場合がある。

（５）就職率について

事業終了後、本事業で雇用した求職者の就職率（１年以上の契約社員又は正社員）の目標値は、５０％以上とする。

（６）就職支援等について

雇用していた求職者に対し、雇用期間終了後の再就職のため、法令に抵触しない範囲で下記の就職の支援・あっせんを行う。

- ① 就職活動を行う場合の時間的配慮をすること
- ② 就職情報等を提供すること

（７）その他

- ① 個人情報を取り扱うときは、「箕面市個人情報保護条例」を守ること。なお、個人情報保護の観点から受託者は、『誓約書』（別紙K）を提出すること。
- ② 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については箕面市に帰属する。
- ③ 事業の再委託は原則禁止することとし必要がある場合は箕面市と協議するものとする。
- ④ 本事業実施にあたっては、市と事前に十分に協議すること。
- ⑤ その他詳細については、箕面市と本事業の委託契約を締結する際に別途協議する。

3 精算について

- (1) 受託者は、事業終了後、箕面市に対して収支精算書を提出し、箕面市の確認を受けること。
- (2) 箕面市は、新規雇用の失業者の人件費及びその他の人件費についても、給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、領収書等の各種証拠書類との確認を行い、見積りよりも退職・欠勤等によりそれぞれの人件費の実績が下回った場合は、減額・返還を求めることができる。